

平成26年12月定例会 過疎・少子高齢化対策特別委員会(付託)

平成26年12月17日(水)

〔委員会の概要〕

寺井委員長

ただいまから、過疎・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ(素案)」について(資料①②)

佐野教育長

一点御報告させていただきます。お手元に御配付の資料1の1を御覧ください。徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ素案につきまして、御報告させていただきます。このほど、徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ策定検討会議等の御意見を踏まえ、資料1の2のとおり計画の素案をまとめたところでございます。

まず、1、策定の趣旨につきましては、平成27年4月から予定されております子ども・子育て支援新制度の趣旨である質の高い幼児期の教育、保育の提供と、地域の子供子育て支援の充実を踏まえまして、満3歳から5歳までの幼児に対する幼児教育の充実を図るための総合的な基本計画として策定するものでございます。次に、2、実施期間につきましては、平成27年度から平成31年度までの5年間としております。3、素案の概要の(1)目指す幼児教育につきましては、3点を掲げることとしております。(2)基本方針でございますが、①から⑤までの5点を掲げることとしており、基本方針①幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育の充実としましては、各施設における教育、保育の充実を図り、質の高い幼児教育が提供できるように支えていくこととしております。次に、基本方針②保育者の資質及び専門性の向上としましては、研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質と専門性の向上を目指すこととしております。次に、基本方針③発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進としましては、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携を推進し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ることとしております。次に、基本方針④特別支援教育の充実としましては、特別支援教育に関する理解を促進するとともに、保育者の専門性の向上、各種機関との連携などを通して、各施設における特別支援教育の充実を推進することとしております。次に、基本方針⑤家庭や地域社会との連携推進としましては、各施設の持つ専門性を生かし、幼児のより良い成長を支える家庭や地域社会との連携を促進することとしております。最後に、4、今後の予定でございますが、パブリックコメントを12月下旬から実施し、その後、徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ策定検討会議での御意見を踏まえ、2月議会にプランの案を御報告させていただきます。徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ素案についての

報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

寺井委員長

以上で報告は終わりました。質疑をどうぞ。

庄野委員

以前、教育委員会に地域の小学校とか中学校が統合等によりなくなっていくということは、地域住民の拠点がなくなってしまうようなもので、非常につらいものがあるなということで、少しお聞きしたこともあるんですけども、今年度、地域の小学校とか中学校がどのくらい減少というか廃校になったりしたのか、その数字を教えてくださいと思います。

草野学校政策課長

庄野委員より、最近の小中学校の統廃合、廃校の現状についての御質問でございます。平成25年度末の時点で休校とした小学校は2校でございます。休校から廃校になった小学校は4校でございます。これに基づきまして、4月時点の公立の小学校の総数が186校ということになっております。

廃止した中学校でございますが2校でございます。この結果、4月1日時点で公立中学校の数が85校となっております。

庄野委員

数が少ないので名称を教えてくださいか。

草野学校政策課長

廃止となった小学校につきまして申し上げます。美馬市で1校、宮内小学校、つるぎ町で3校でございます。

廃止となった中学校でございますが、両方とも鳴門でございます。北灘と瀬戸の二つでございます。

庄野委員

今後、検討されておる所は分かるんですか。これが今年の4月時点なので、平成26年度でどのくらい廃校というか、検討がなされているかお聞きしたいと思います。

草野学校政策課長

今後の統廃合の状況でございます。来年度どうなるかというところについて、把握しているわけではございません。一方の美馬市の地域ですとか、今後統廃合を進めていくという形の検討が進められている所は承知しているところでございます。

庄野委員

いろいろ人口が少なくなってきたり、子供が減ってきたりしたら、そういう廃校とか統

合とか、やむを得ない場面もあるのかもしれませんが、私はできたら人数が少なくなっても地域の拠点は残していただきたいという気持ちがあるんです。地域に住んでおられる方々にとっても、小学校がなくなるというのは、今後その地域に新しい夫婦が住もうかという継続性というか、意欲をそいでしまうような気がします。ですから、現在ある186校、そして中学の85校につきましては、できるだけ地域の中で存続していけるような方策を、市町村の教育委員会とも。地域の活力といいますか、地域の方々と共に頑張っていくという形、是非お願いしておきたいなと思っています。

草野学校政策課長

地域における学校の重要性につきましては、県教育委員会といたしましても非常に重要と認識しているところでございます。現在の県の取組でございますが、当県では過疎地域における学校の在り方という形で、昨年度から3か年の予定でチェーンスクール等分散型の学校の効率的な運用、それから複数あった小中を一つにまとめるという形の、パッケージと言っておりますが、そういったものの形の在り方というものを、徳島モデルという形で研究しているところでございます。県としても、このような在り方の検討を通じて、地域での学校の存続の方法も含めて、しっかり発信をして、支援をしていきたいと思っております。

庄野委員

それと、今日の徳島新聞の朝刊ですけれども、地域再生を支える共助ということで、協同組合など力を結集という特集が載っておりました。これは過疎化が進んでいく地域の社会にとりまして、行政の支援というのも大事なんですけれども、地域の農業協同組合であったり、森林組合やNPO法人、社会福祉法人、商工団体など、地域の様々な社会的活動をしている団体、これらの人々が地域社会の中で非常に大きな役割を担っていただいているということでした。朝きた時に新聞のことを皆様方にもお知らせしたんで知っていると思うんですけれども、かなり大きなアンケート調査を全国的に行っておりまして、その中からいろんな回答を頂いたということで、農協を例にとると、農協が現在地域で担っている役割というのが、農業関連の支援だけでなく、食料品や日用品の販売から金融サービス、ガソリンスタンド運営まで、生活インフラの提供を望んでおる方が非常に多いと、農協に対して非常に期待をしているということが載っておりまして、私もそうした部分というのは非常に大きいと思います。以前、郵便局の民営化等がございまして、その結果、全国的な郵政のサービスが田舎の地域では少し不便になってきているという実態もお聞きするわけですけれども、農協のこういう仕組みづくりについて、私はこれからもそういう農業協同組合の各地域で住んでおられる方々の期待感に沿って、存続していかなければいけない協同組合だろうなと思っています。

現在、農協の改革みたいな話が進んでおりまして、私も中身を十分勉強はしておらんですけれども、農協の統合とか、いろんなことが議論されているように思うんですけれども、地域の農協は今後どうなっていくんですか。それをお聞きしたいと思います。

河野農林水産総合技術支援センター経営推進課長

国におきまして、規制改革実施計画が農協に関して閣議決定されて、中央会制度の新たな制度への移行であったり、全農の株式会社化等の運営体制の見直しを国から求められておるといふことでございます。また、今後5年間に農協改革の集中推進期間として、自己改革を実行していくといふことを要請されていると聞いておるところでございます。

J A全中におきましても、11月6日の理事会で今後の取組、J Aグループ自己改革案を策定しておるといふことでございますけれども、国が示した内容とは若干違う方向であると聞いております。

なお、農協法における全中の位置付けですとか監査権、今も農協中央会さんが各単協を監査しておりますけど、そういうものの維持でありますとか、経営相談というようなものを残すとか、いろいろ改革はされておるところでございますけれども、国の望んでおる方向とは若干違うといふことであろうかと思っております。

今後どうなるか分かりませんが、中央会としても一層の改革に努めてまいるのでないかなと思っております。

庄野委員

どうなるのかといふのが、ちょっとよく分からなかったんですけども、農協にはいろんな支所がありますよね。徳島でも、私が住んでいる地域も勝占支所がありますし、また阿南のほうでも福井の支所とかいろいろあるんですけども、支所がなくなっていくといふ話はあるんですか。残していただけるんですかね。

河野農林水産総合技術支援センター経営推進課長

委員も御存じかと思っておりますけれども、農協につきましては、これまで経済事業でなく信用事業であったり、共済事業を中心に運営してきておったということがございます。そういう中で、金融事業の体制の強化等が国から求められておったという中で、支所等についても統廃合なり合理化の方向で今まで進んでいたのではないかと考えております。

各農協の支所につきましては、農協によって異なると思っておりますけれども、以前でありますと半径3キロメートルとか4キロメートルの間に幾つもの農協があったという地域もあったり、三好のほうのように過疎の地域では、距離もかなりあるといふことで残しておる所もあると。それぞれの店舗の規模とか貯金量とか、そういうものに依じて統廃合はやっていったものと思っております。

今後どうなるかといふことには、農協によって異なるのではないかと考えておりますけれども、これまでは統合を推進してきたのでないかなと思っております。

庄野委員

こういうアンケート結果を見て、なるほどなといふふうに思いました。地域の徳島県の社長さんが経営をしていたスーパーマーケットなんかでも、最近は本当になくなりました。私の近くでも、主婦の店とかファミリー兩國さんとかありましたけれども、それもなくなって、大きなイオンとかマルナカさんであったり、キョーエイさんであったり、そういう大きな所はあるんですけども、なかなか地域の中で食料品を買ったりする所が少なくなってきた。そういう農協が直接売ったり、いろいろしているといふのは少ないかも分かり

ませんけれども、アンケート結果を見ると、農業関連の支援だけでなく、食料品や日用品の販売ということもやられている所も全国で大分あるんだなと思いますけれども、そうした地域の核としての農協の役割というのを期待している声が多うございますので、是非そうした部分に目配りをしていただきまして、是非過疎化が進む地域であってもきちんと住んでいけるような支援をお願いしておきたいと思えます。

最近、とくし丸といいまして、軽トラックの移動店舗で、すごいいろんなものを積んで走っています。それで、物をなかなか買いに行けないような地域の方々に直接お届けをしているというようなサービスもありますけれども、やっぱり自助、そしてここにもありますけれども、地域の再生を支えていくためには共助、共にみんなであらゆる手段というか、共に助け合っていく社会を作っていく必要があるということで、協同組合の部分、これは森林組合のことも書かれておりますし、NPO法人、社会福祉法人、商工団体等、こういう地域活動をされている方々とともに、これ以上過疎化が進んでいきましたら、もう本当に学校なんかなくなって、ますます地域で定着される方が少なくなりますので、そこらの最低限暮らしていける職業とか、学校、医療もそうですけれども、そうした営みが継続していけるような仕組みを、県、そして市町村、そしてこういう協同組合、NPO法人なんかと緊密にやられて成果を上げていただきたいなと思えます。そうしないと、地方創生という言葉があつて、何か地方創生になるのかなと思えますけど、これなりません。ちゃんと地域の方々があつて、みんなで協力して助け合っていくという視点で、県も市町村と協力して、そこにどういう方がいるんだろう、どういう実態があるんだろうということを常々目配りをしながらやっていっていただきたいなと思えます。

上勝にしても、それから神山にしても、そこには地域の核となる人物がおいでです。その方々が、みんなを引っ張っていたりしていますので、共に助け合っていく社会を作る、過疎化をこれ以上進めないためには、そういう人も発掘しないといけないだろうし、そういう様々な取組でもって、人口減少社会を少しでも歯止めを掛けていく、それで地方創生につなげていくということが必要だと思えます。

私も代表質問で、地方創生、地域の過疎化にストップを掛けるのは仕事だと、とにかく仕事を作っていただきたいということを言いました。もうこれが多分全てなんだろうなと思えますけれども、そうした意気込みで。過疎化が進む、人口減少、自然減少が進む本県につきましても、今後本当にみんなで知恵を絞って、どういう人が地域に住んでいるんだろう、どういう特色があるんだろうということを真剣に皆さん方で考えて、活性化していただきたいと思っております。この件について何かあったらコメントでも。

森農林水産部副部長

農協改革の件で、私のほうから意見を述べさせていただきたいと思えます。農協改革で特に重要なことは、JAが元々農業者の所得の向上とか、地域サービスの向上を図り、農産物の安定供給のための役割を果たす組織であることが一番重要なことであると考えております。このため、JAグループの自己改革が尊重されるべきであり、広く地域の関係者の意見を聞き、自ら改革していくことを、県も支援していきたいと考えております。

徳島のJAグループにおいては、今年の5月に組織改革の活性化協議会を作りまして、その中で七つの専門部会を設置をして、組織の改革それから地域のためになる事業をどう

進めていけばよいのか真剣に検討し、自己改革を進めようとしておりますので、私ども農林水産部といたしましても、自ら改革を進めようとしているJAグループの取組が更に促進されますように、また農協が将来において農業者や地域住民の中核的な組織として、その役割を十分に発揮できるように支援してまいりたいと考えております。

庄野委員

地方創生の部分について、是非、吉田課題解決統括監さんに私が今申し上げたようなことも含めて、お考えを聞かせていただきたいと思います。

吉田課題解決統括監

今、御指摘頂いた地域創生に当たって過疎対策をしっかりとやっていくということは非常に重要な視点だと思っております。去る11月21日にまち・ひと・しごと創生法が成立したところでございますけれども、今後、これに基づいて、県版の総合戦略をきちっと作成していく作業に入っていくわけでございますけれども、その作成に当たりましては、様々な意見をお伺いすることが大事だと思っております。年明け以降、正に過疎地域で様々な活躍をされている団体の方々とか、そういった方々からはしっかりと意見を伺いながら、真の意味での地方創生につながる総合戦略というのを策定してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

庄野委員

年明けから、いろんな市町村とか、そういう様々な方からの意見聴取もあろうかと思えます。それで、一つ懸念というか、代表質問でも申し上げましたけれども、地方のほうから人口増の計画案を全ての市町村から上げてこさせますね。そしたら、人口減、自然減がずっと進んでいく市町村の中には、うまく人口増をするための、うちの町の施策というのをうまく提案できない町が必ずあります。そういう所には、ひょっとしたらお金がいかないんじゃないかと。うまく提案できなかった地域には、もうお金がいかないんじゃないかなという懸念があるんですけども、それはどうですか。

吉田課題解決統括監

その点に関しましては、市町村も法律によれば総合戦略を策定するという努力義務のような規定がございます。実際に、昨年も市町村の担当者の方にお集まりいただいて、国の動きですとか、県の取組について御説明させていただいたところでございまして、そういった形で県といたしましても、市町村と緊密に情報交換なり連携をとりながら、そういったことのないように、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

庄野委員

人口が自然減でもうずっと減少しているような所に、一律に計画を出せ、人口増にするための計画を出せ、出せと言って、そこの担当者はどんな計画を作ったらいいんだろうかといって悩んでいる所は県内でもたくさんあると思うんです。それでも、うまく提案できなくて、国からの補助金が下りてこないということになると、その町は今よりも厳しく

なるということが予測されますので、それだったらまだ、ばらまきのほうがましなんですよ。私はそういう地方を住んでいけるような、県としてそういうところをうまく提案できなくても、ちゃんとそこでみんなが余生も継続できる、そこで住んでいけるということを支援していかなければと思いますので、もしそういう不条理なことが起こりそうだったら徹底的に国に対しても要望活動をしていただきたいと思いますなと思っております。

それと最後に、保健福祉部の関係なんですけれども、新聞で待機児童のことがよく出ておりました。学童保育の待機児童が、これ全国的な部分ですから1万人に迫るとあるんですけれども、徳島では大丈夫でしょうか。

竹岡こども未来・青少年課長

県内におけます放課後児童クラブの待機児童の御質問でございます。本県におきましては、4月1日時点におきまして待機児童が1町村1クラブ5名の待機が出たという状況でございます。

庄野委員

保育所とか幼稚園とかの待機というのは、これは大体徳島市であるのかな。保育所とかになかなか入れないというような、幼稚園に入れないというような状況は、今のところ解消されているようにも思っていたんですけれども、それは大丈夫ですか。

竹岡こども未来・青少年課長

保育所の待機児童でございますが、4月1日時点で県内で41名の待機児童が出ているという状況でございます。10月1日時点の状況を今集計中ということで、まだ把握しているものではございませんが、保育所におきましては依然として待機児童の解消には至っていないというのが現状でございます。

幼稚園については、私のほうでは把握しておりませんので、保育所の分について御説明させていただきました。

庄野委員

多分、市町村の部分でありますから、子育ての支援ということで、支援をしなければ、また女性の仕事の確保という部分もありますので。分かりました。

達田委員

初めに、介護保険制度についてお伺いをしたいと思います。これまでお聞きをしてきましたけれども、来年度から制度が変わるということで、いろいろな点が変わってくるわけなんですけれども、現行の地域支援事業の行っている分、これが新総合事業ということで市町村がやりますということなんです。さきの委員会等でお伺いをしてきましたが、なかなか市町村で受入れができるかどうか、体制が整っていないというようなこともお伺いしたんですけれども、県内で、来年度からやっていける見通しがあるのかどうか、まずお伺いします。

藤本長寿保険課長

達田委員から介護保険制度の見直しということで、その中で要支援者向けサービスの一部がこの度市町村に移行されるということについてのお尋ねでございます。この度の介護保険制度の見直しにおきまして、これまでサービスの内容や基準が全国一律でありました、いわゆる要支援者向けということで、介護保険の場合、要介護と要支援というのがございまして、軽度のほうが要支援ということでございます。その要支援者向けのサービスのうち、訪問介護と通所介護の二つのサービスにつきましては、市町村が地域の実情に応じて住民主体の取組をはじめとした多様な主体による柔軟な取組により、効果的、効率的にサービスが提供できますよう、介護保険制度の枠内でございます市町村の地域支援事業に移行するというようになっております。移行の時期につきましては、これは非常に大きな見直しでございますので、円滑な移行ができますよう、平成27年4月から平成29年までの間に段階的に移行させるということとなっております。

具体的に、現在の市町村の状況でございますけれども、内部的な検討ですとか、介護保険事業計画策定委員会等々での議論を行っている段階でございます。まだほとんどの市町村におきましては、はっきりと移行時期が決まっているわけではございませんが、聞くところによりますと、平成27年から猶予期間である平成29年度までの間のいつに移行するかというのは、ほぼ今年度中には大体の市町村で決まるものと聞いております。

達田委員

そうしますと、今、来年度から移行しますよという、はっきり決まっている所は一つもないということでしょうか。

藤本長寿保険課長

平成27年4月から移行すると今はっきり決まっている所は聞いておりません。

達田委員

市町村へ移行するサービスがちゃんと受け入れられるかというのは、自治体の財政力とかによっても非常に格差が出てくると思うんです。それで、今悩んでおられるところではないかと思うんですけれども、厚生労働省は新制度がスタートする来年度、バッファーとして前年度の実績額プラス10パーセントまで上限を認めるんだよと言っていますし、2016年度も前年度の実績率プラス10パーセントということでしてはいますが、それをやっても見通しがなかなか立たないということで頭を悩ましているんじゃないかと思うんです。全ての自治体の給付費の水準というのを、後期高齢者人口の伸び率に平準化していくというのが厚生労働省の方針なわけなんですけれども、その市町村で超過分が出た場合、もう国庫補助を出しませんよということになってしまって、市町村の負担が大きくなって、これ以上はできないということで、結局サービスを打ち切るという部分が出てくるんじゃないかと心配されるんです。そういう点について、それでは困るということがいろんな市町村等から出てきているので、御意見がいろいろ出てきているんじゃないかと思うんですけれども、徳島県の状況はどうでしょうか。

藤本長寿保険課長

移行後の財政面の話でございますけれども、先ほども申し上げましたように、移行後も市町村の地域支援事業ということで介護保険制度の枠内でございますので、今までの地域支援事業に今回新たに要支援者向けの訪問介護、それから通所介護の部分がプラスになりますので、予算的には、来年スタートであれば今年度の二つの事業の実績分が今までの地域支援事業にプラスされまして、さらに伸び率といたしまして、ほぼ後期高齢者の人口の伸び率、さらには委員からもお話がありましたように、バッファーとしての10パーセント程度の余裕もございますし、さらにそれが猶予期間である3年間はそういう制度が続くと聞いておりますし、さらにそれ以上のいろんな様々な要因によって超えるというような場合につきましても、そこは事前に協議をさせていただいて、柔軟な対応ができると聞いておりますので、市町村のほうから財政面において不安があるようなことはほとんど聞いてはおりません。

達田委員

モデル事業としてやっている所なんかでは、そういう心配があるのではないかという話も聞いております。それで、どんどんと介護を受ける方が増えてくるであろうと推測されているんですけれども、そういう中で、サービスをよくすればするほど自治体の持ち出しが多くなってしまふ、国庫補助も出ないということになりますと非常に困ります。そういう点がないように、自治体が手厚いサービスをすればするほど、ちゃんと補助も出るという制度になるように是非お願いをしておきたいと思っております。県のほうからも、そういう要望を国に対して出してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

藤本長寿保険課長

今回の見直しは、今まで全国一律でありました制度を、地域の実情に応じて市町村が柔軟にできるということになっておりますので、一律に市町村が手厚くするというだけではなくて、先ほど庄野委員からもありましたけれども、地域の農協ですとか、NPO団体、社会福祉法人とかいろいろな団体を活用するとか、ボランティア団体、高齢者御自身、そういう元気な高齢者の方々に御活躍をいただいて柔軟な取組をするという見直しでございますので、高齢者自身の介護予防にもつながって、介護を必要とする方々も減ってくるでしょうし、費用面におきましても、今までのような既存のサービス事業者ではなく、そういうボランティア団体をお願いいたしますと、財政面、予算面でも低い額でできるようになっていくと思っておりますので、そのような市町村の柔軟な取組ができるように支援をしてまいりたいと考えております。

達田委員

要支援2の方と要介護1の方との差はどこにあるのかというので、専門のお医者さんでもなかなか判定がしにくいとお伺いをしていますが、要支援1、2の方でありましても、何らかの病気がちな部分を抱えておられるということで、専門的な知識を持ってサービスに応じられるという体制が必要だと思うんです。ボランティアさんにしましても専門知識が必要になってくると思うんです。元気そうに見えても、どこかに何かあって調子が悪い

ので介護認定を受けられているわけですから、水準が引き下げられないように工夫をしていく必要があると思います。

県のほうとしましても、市町村に移行しても全体のサービスの質が低下するということがないように、きちんと国に対してその点はものを言い、また県も支援するという状況が必要になると思いますので、その点を是非よろしくお願いいたします。

それと、来年度8月から早速2割負担の導入ということですがけれども、負担増の対象となるのは所得が160万円、年金収入で280万円以上の方は利用料を2割負担してください。今まで1割負担でも大変だということで、サービスを満額受けているという方はもうほとんどいらっしやらないですね。全部受けたら利用料が高くなってしまうので、サービスの限度を半分ぐらいにしておこうかという方も非常に多いわけなんですけれども、どんどんとそういう上から上から狙って、利用料も引き上げていくということで、私どもはこれ、絶対許せないんですけれども、2割負担になりますという方は県内でどれぐらいいるんでしょうか。

藤本長寿保険課長

介護保険の制度見直しの中のいわゆる利用者負担の見直しの部分のお尋ねでございます。介護保険制度、今回大きく見直しがありまして、その一つといたしましてサービス利用料、今までは1割ということだったのですけれども、それが一定以上の所得のある方については来年8月から2割に引き上げられるということになっております。

これにつきましては、保険料が制度創設以来伸び続けているということで、保険料の上昇を可能な限り抑えるということと、現役世代の過度の負担を避けると、さらには高齢者世代内での負担の公平化を図るという観点から、今回の見直しが図られたと聞いております。

具体には、委員がおっしゃったように、年金収入の場合ですと280万円以上という方のところが線引きということですがけれども、最終的な決定は年度末になるということになっております。具体的にどのぐらいの方が該当するのかということですがけれども、なかなか個々の利用者の方の所得を把握することが難しいものですから、理論値的な話になって恐縮ですがけれども、年収280万円というところが、いわゆる第1号被保険者といわれておりますおおよそ65歳以上高齢者の方々の所得の上位20パーセントというところを目安にこの基準を国のほうで設定をしたところであります。これは65歳以上高齢者の方の20パーセントということですので、実際に介護保険を利用される方は、恐らくこれよりも高齢の方が多いということもあって、65歳以上の平均よりも平均的な所得が低い方が多いということで、該当する方につきましてはおおよそ特別養護老人ホーム等、利用者の方では5パーセント程度、それからその他の在宅のサービスを利用される方では15パーセント程度と推定をされておるところでございます。

達田委員

高齢の方で、ものすごくたくさん収入のある方ももちろん中にはいらっしゃるでしょうけれども、平均して非常に収入は低いわけなんです。年金収入だけという方がほとんどです。そういう中で、例えば夫の年金が280万円以上だと。ところが、奥さんが無収入でも夫の

利用料が2割になるというようなことですので、本当に不公平感が漂うわけなんですけれども、やっぱりこういうところも問題あるよということはお感じになりませんか。

藤本長寿保険課長

夫婦世帯とかの場合につきましては、当初の案よりは軽減するような案が今出ているということも聞いておりますので、多少当初の案よりは緩和されるというようなことは感じておるところであります。

さらに、これも数字だけですので、誠に恐縮なんですけれども、国が280万円というところを設定した根拠といたしましては、高齢単身世帯の方の平均的な支出が170万円程度ということで、そういうことであれば280万円との差額等々を考えると、このあたりが妥当かなというようなところも考えたというふうには聞いております。

達田委員

これは国会でもかなり論戦になりまして、厚生労働省がこれなら大丈夫という水準が、最初のデータが間違えていたというような経過もありましたけれども、私のほうは2割負担、20パーセント程度の所得層のところにかけてくるということは、どんどんと下に対しても負担増を押し付けてくる、その口火を切るんじゃないかということで非常に心配をしております。ですから今後、県民の皆さんと力を合わせて2割負担撤回せよということで頑張っていきたいと考えております。

次に、要介護1、2の方が特別養護老人ホームに入れなくなりますよということなんですけど、これも今までにお聞きしてきたんですけれども、実際特別な理由があればそのまま入れるんですけれども、今後入れませんよと言われたときに、どういうサービスが保障されるのか、その点をお聞きしておきたいと思っております。

藤本長寿保険課長

特別養護老人ホームへの入所の方々が、現状は要介護の場合、1から5までありますけれども、要介護ですと入所が可能なのですけれども、要介護3以上ぐらいの重度の要介護状態で、在宅で生活を余儀なくされている方が全国で約15万人もいらっしゃるということから、特別養護老人ホームを在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設と位置付けまして、機能の重点化を行うという観点から今回の見直しがされたところでございます。

委員からのお話がありましたように、要介護1、2の方でありましても、例えば認知症でいろいろ徘徊が多いとかということで日常生活に支障を来して、在宅生活が困難である場合とか、家族等による深刻な虐待で、なかなか在宅では生活できないという方々につきましては、これは当然ながらやむを得ない事情ということで、今までどおりの入所は可能ということになっております。

ただ、そういうことに該当しない要介護1、2の方につきましては入所ができないということになりますので、そういう場合の具体的なサービス内容につきましては、特別養護老人ホーム以外のサービスは当然ながら利用可能ですし、今まで特別養護老人ホームに入れなかった方が入ることによりまして、ほかのサービスを受けやすくなるということもあり

ますので、通常、サービス内容につきましては担当のケアマネジャーである介護支援専門員という方がいらっしゃると思いますので、そういう方々と十分相談をしていただきまして、その方の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、我々も支援をしていきたいとは考えております。

県といたしましては、そういう要介護状態にならないように、いわゆる介護予防活動ですとか、それから高齢者の生きがい、健康づくりに力を入れるとともに、在宅においても必要なサービスが受けられますよう、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、在宅医療、介護の連携ですとか、必要となる人材の確保、それから地域ぐるみの認知症対策、さらには高齢者の見守り対策等の充実を図ってまいりたいと考えております。

達田委員

そもそも、介護保険を導入する以前、住み慣れた地域で安心して医療や介護を受けて自宅で暮らしたいという意見が非常に高まって、そして24時間体制でサービスが提供できるようにしようというのが、そもそもの始まりだったんですけれども、原点がもうどこかへ行ってしまって、なかなか在宅でも24時間体制なんて程遠い状況になってしまいました。

でも、そもそもの介護保険が求められた当初の理念に立ち返って、その住み慣れた地域で安心して暮らせるようなサービスの提供ができる地域づくり、それから御家族がいない方も多いわけですから、施設の充実というのが求められていると思いますので、今後ともそういう制度の充実を私どもも求めて頑張りたいと思いますし、県も国に対して決して切下げにならないように、是非声を上げていただきたいと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

次に、子供の問題なんですけれども、子育ての新制度によりまして、この中で幼稚園、保育所等はもちろんなんですけど、小学校6年生まで学童保育、放課後対策がこの中に位置付けられておりますよね。今、新しい制度で放課後児童クラブというのは、市町村が実施主体でやっているんですけれども、県はいろんな施設の整備であるとか、あるいは運営費につきまして応分の負担をしているということですので、全体を十分把握をして、また指導なり、助言なりされていると思うんですが、6年生まで入るとなると、今の施設でみんな入れるようになるのかということも心配されています。それともう一つは、運営の方法が公設公営であるとか、公設民営であるとか、またいろんな法人等が運営しているという所もいろいろあるんですけれども、運営とかばらつきがありますよね。ですから、クラブによって保育料も違いますし、保育の内容も大きく違って、統一というのは今まではされていないわけなんです。そういう点について、新制度になりますと、どういうふうによくなっていくのか。先ほど申しました6年生まで入所できるということで、施設が足りないことはないのかということ、まず二点お尋ねいたします。

竹岡こども未来・青少年課長

達田委員からの御質問で、新制度で今後この制度がどのようによくなっていくのかということと、もう一つは施設が足りないという心配はないのかという二つの御質問を頂いたところでございます。

現在、学童保育クラブの設置運営につきましては、様々な形態で行われているところでございまして、例えば本年5月1日時点におけます本県の運営の状況でございますけれども、公立公営が8施設、公立民営が139施設、民立民営1施設という状況がございます。ただ、来年度から本格施行が予定されております子ども・子育て支援新制度におきましては、放課後児童クラブが市町村事業であるということが法定化されております。国の省令で定める基準を踏まえまして、各市町村が設備及び運営に関する基準を条例で定めるということで作業を進められているところがございます。各クラブにおきましては、基準の遵守というのを義務付けられることとなっておりますが、市町村におきましても必要な報告の聴取、立入調査等の権限など、学童保育クラブに対する指導監督権限が付与されることになりまして、これまで以上に市町村の関与が大きくなっていくという状況がございます。こういうことから、市町村におきましても放課後児童クラブの質の向上を図るための対応ということを考えていただいているものと思っております。県としても引き続き市町村とともに適切な支援に努めてまいりたいと考えているところがございます。

施設数の部分につきましては、現在、各市町村におきましても保護者からのニーズ量調査に基づきまして施設数の確保について、施設整備の計画を立てておられるところがございます。県といたしましても、市町村の計画に沿った施設整備が進められるようにしっかりと支援できるように、予算確保にも努めてまいりたいと考えているところがございます。

達田委員

学童クラブにつきましては、これまで保護者の方とか地域の方が協力して運営をしてきたというのが徳島県の場合が多いわけですが、全国的に見ますと公立公営というのが38.3パーセントだそうですね。市町村が直営をしているということですね。それから見ますと、徳島県の場合は地域あるいは父母とか保護者会が運営しているという所が非常に多いわけで、こういう中から皆さんものすごく頑張って運営をされているんですけども、やっぱり現状の課題として、運営委員会の事務の負担、責任が重いということで、保護者会の代表者の方、役員さんが一生懸命運営はしているんですけども、これが本当に責任が重くて、来年やってくださいよというときに、なかなか引受け手がないというような悩みが出されております。それから、指導員が都合で辞められたりしますと、次の指導員さんにきてもらうのが本当に大変、運営委員会が指導員さんを探さないかんということで、とにかく知り合いおらんでということで一生懸命探して、自分たちで確保せないかん。ひどいときには、もう仕事を休んで、交代で見なければいけないという状況に陥っていくということをお聞きしております。

私も、地域の学童保育立上げに参加した経験もございますので、それはもう場所探しから、先生探しから大変な状況だったんですね。後々の運営についても、保護者の方たちが苦勞されておりますが、そういう中で、もうできないということで、投げ出したいというような声も中にあるわけなんですよね。そういう所につきましては、地域性というのが、困難があると思うんですけども、そういう所は公設公営にしてもらいたいという声も出ているんですけども、そういう公設公営にしてもらいたいという声があれば、してもらえる状況にあるんでしょうかね。

竹岡こども未来・青少年課長

学童保育クラブの運営に関してでございますが、現在、地域の学童保育クラブ運営につきましては、運営委員会という形で運営されている所が多うございます。地域の役職者、例えば学校長さんでありますとか、自治会長さん、また民生児童委員や市町村の役場の職員なども入りまして、さらに保護者の代表等で運営委員会というのを構成しておりまして、それが行政からの補助金の受皿となっているとともに、日頃の運営については指導員さんやまた保護者のほうが協力して運営を行っている実態かとお聞きしております。

公設民営におきましては、保護者や地域住民等の協力も得ながら、地域の実情や保護者のニーズにも素早く対応できるというところで、創意工夫ある取組が可能ということで、かなり良い面というか、メリットも多いということでございます。ただ、保護者の負担が大きいということで公設公営を望まれる声があるというのは今お聞きしたところでございますが、基本的には放課後児童クラブにつきましては市町村事業ということで、市町村からの委託でありますとか、補助を受けて運営していただいているというようなところでございますので、各地域の市町村のほうと十分協議していただいた上で、市町村のほうの判断になるかと考えております。

達田委員

市町村の判断でということでは要望も市町村に上げていくということになりますね。そうしますと、来年から6年生までいけますよとか、あるいは資格を持った方が一人は要りますよとか、いろいろ変わってきておりますよね。そういう中で全体を見渡してみますと、非常に老朽化した施設で保育を行っているという所も多いんです。それと、小学校とかの人数がもう本当少ない学校なので、まだ設置されていない所もあるんですね。

しかし、その中でも働いていて、放課後保育に欠ける児童がいるわけなんですけれども、少ない人数であっても設置ができると、県は整備に対して補助等を出せるということでしょうか。

竹岡こども未来・青少年課長

ただいまクラブの立上げに対する県の支援ということでございますけれども、まず施設整備に関しましては、小学校の余裕教室の改修でありますとか、専用施設の設置の場合の施設整備費の補助制度というのがございます。国、県、市町村、各3分の1ずつ負担するというので、こういう制度が前からございますし、現在も御利用していただけるものでございます。

また、運営費の補助につきましても、国庫補助につきましても利用人数や開所日等で金額が変わってくるんですけれども、国庫補助制度もございますし、さらに国庫補助制度の支給要件に当たらない少人数の学童保育クラブ等につきましても、県単独で運営費の補助制度というのもございます。現在、基本的には全体の2分の1を保護者からの利用料で賄い、残りの2分の1を県、市町村が協力して支援しているという状況でございますので、少人数のクラブにおきましても設置立上げに関しては、県、市町村、協力して支援しているという状況でございます。

達田委員

保護者の方とか、それから地域の方、それから市町村が十分協力して、放課後の児童の生活、安全が保障されるという方向で是非取り組んでいただきたいと思います。一点だけ、これまで空き教室が利用できますよということだったんですが、もう絶対に空き教室を使わせてくれない学校があるという状況がありました。それはもう解消されたということですかね。

竹岡こども未来・青少年課長

放課後児童クラブの空き教室の利用についての御質問でございます。放課後における全ての子供の安全及び健全育成を一層進めるということで、国におきましては、今年の7月に放課後子ども総合プランというのが示されておりました。小学校の余裕教室を活用というような方針が示されたところでございます。県や市町村におきましても、今後、ニーズ量に応じた学童保育の設置に併せまして、学校のほうで実施されております放課後子供教室との一体的な運営、さらに小学校の余裕教室の活用等を推進してまいりたいと考えております。

達田委員

それでは、是非来年からということですので、早急に整備もでき、そして安心して放課後を送れるという状況を是非検討して、力を入れていただきたいと思いますので、をお願いして終わります。

来代委員

県土整備部の人にちょっとお聞きしたいんですけど、雪が降りましたよね。雪が降って、普通、台風災害だったら、当然建設業者さんにいろんな手当を出してお願いということもあるんですけども、雪については横で見ていると業者さんのボランティアに頼っているような気がしてしょうがないんですが、今度の県西部の雪で、どれぐらいの業者さんがボランティアで働いて、何日ぐらい頑張っておられたか、県土整備部の方はつかんでおられますか。

九十九建設管理課長

この度の県西部におきます大雪につきまして、まずボランティアというのではございませんで、県の三好庁舎それから美馬庁舎から要請をして、建設企業に活動を行ってもらったものと、それと道路の路線管理の業務委託の覚書を従前から巻いておりました。関連企業によりまして除雪とか、倒木とかというような作業を行っていただいたものが、まだ集計中で途中段階でございますけども46社、作業の状況で重複があるかもございませんけども、46社の企業に県から要請をして、作業を行ってもらったということでございます。

来代委員

そやけど、県がこれを、もし要請して行ったにしましては、県道も市町村道も含めて、四日

から八日と五日間は通行できなかったわけですよ。そうすると、もしも県がそういう契約をしてお願いしたんだったら、五日間も隔離されたような状態にするというのは、県のミスなんですよ。

ただ、ボランティアで業者さんが一生懸命やってくれたんだったら、これは少々遅れてもやむを得ないところはあるんだけど、もう一回これ念を押しますけども、県が全部要請して、県が責任をとってやったというんだったら、県のミスはどうなんなるんですかと聞かないといけないけど、朝日副部長、これはちょっとボランティアに頼ったところが大分あったんじゃないんですか。

朝日県土整備部副部長

ただいま来代委員さんから豪雪対策についての御質問を頂いております。

例えば、建設管理課長から御答弁を申し上げましたけれども、各庁舎から路線管理ということでお願いをしている業者さんもいらっしゃるということで……（「ボランティアもおっただろ、大分な」と言う者あり）はい、今回お願いをしたところでございます。そのほか、ボランティア等で御協力いただいた方もいらっしゃるだろうと思っております。地域の建設事業者につきましては、地域におきまして、雇用を守ったり、社会資本の整備をしたりということで大変重要な役割を担っておりますし、台風災害とか、今回の豪雪といったような点でも大変大きな雇用になっていると認識をいたしております。

来代委員

そやから、台風災害とか大雨で警報が出たら、当然県は業者さんに要請するんだけど、雪の場合は警報はなかなか、警報たつて都会の人は雪の怖さというのが分かりませんわね。皆さん、都会の人、大田部長なんかも考えてくださいよ。暖房もない、明かりもない、テレビも入らん、そして電源がないから水洗便所も使えない。分かりますか。その中で料理するといったって米の炊きようがない、魚の焼きようがない、何にもないんですよ。いろいろも何にもない。中には皆さん、新聞紙を五重、六重に巻いて、毛布巻いて、布団の中で震えたのが一週間。そういう苦労をなさって、やっと生き延びてきておる。

一方で、今の建設管理課長、あんな都会の人間は何も分かっていない。県が46社に要請したんだったら、一日二日で通行できないかん。要請したってできてないんだよ。みんな一週間泣いておるんじゃ。どんなに苦労して、どんなにしのいできたか。

朝日副部長、これはやっぱり雪の警報がなかったら、業者さんに頼めんとかいうんじゃないくて、やっぱりボランティアというのがものすごい大きいんですよ。みんな、お金にならなくても、隣近所、何かのために皆スコップ持って雪かきに行っておるわけですよ。だから、こういうので県も遅れているので、雪の場合も警報に関わらず出動要請をするような体制というのを新たに作る必要があるんじゃないですか。

朝日県土整備部副部長

来代委員さんの御質問でございます。私ども、これまで地域の建設事業者さんと風水害でございますとか、台風災害、土砂災害も含めまして、様々なお願いもしてきておるところでございます。委員から今御指摘頂きましたけれども、降雪の際、特に12月にこれだけ

降ったというのは今までにも経験がないようなことでもございました。かなり重たい雪が降ったりして、大きな被害が出たということでございます。

今、御提案を頂きましたので、建設業者さんとどういようなことができるのかということについて検討していきたいと考えております。

来代委員

それをすぐに考えないかんのですよ。それと今回でも建設管理課長は全然知らないんです。要請した業者さんは、国道192号で池田町の馬路という所から佐野へかけて170台が、車が動けんようになった。それをのけに行っただけには確かに業者が働いています。しかし、井内、正夫、吹、野住、そういった所には出ていない。三好市が自衛隊を断ったということもあるけども、結果的にはそこらみんな林業組合とか森林組合のボランティアなんですよ、町内会の。私の友人も、切ったことないチェーンソー使って、上から木が落ちてきて7針縫うた人も四、五人、意識ないのも一人、今ボランティアに行っただけ、みんなそうやってけがしてでも、大げさにせずに自分ら辛抱して、みんな地域のために働いてきているわけなんですよ。だから、朝日副部長、業者さんでも、雪の中で一生懸命働いた人、これは県が、どこかでコンクリートから人へというてどこかの党が言うたよね。公共工事を減らして、消防団、公共工事が減ったために、建設業者さんの力が弱くなったんや。人も雇えない、機械も持てない、それでお金もない、サービスもできない。そういう状況を作ったのは県なんですよ。ゼネコンなんていうのは誰も助けにこないんですよ。皆さん何だかんだという大きなゼネコンとか、大きな企業を言うけども、ほんまに雪の中で一生懸命働いているのは小さな業者なんです。だから、何でもかんでも大企業に頼むんじゃなくて、小さな業者を助けるために、小さな業者が力を持つために、今回働いたような所には、あなた方の得意な点数の加算とか、あるいは一人、二人出した人には、次の仕事を取りやすくなる、そういう恩情ですぐに取り掛かってほしいんです。雪はこれから3月、4月まで毎日降るんですよ。今日でも、もう10センチメートル積もっていますよ。だから働きやすい、地域のボランティアしやすいような体制を作ってあげてほしいということを強く要望しますが、どうですか。

朝日県土整備部副部長

ただいま来代委員さんから建設業者に対する支援の方策をという御質問を頂いております。先ほども申し上げましたけれども、建設産業、大変地域にとって重要な役割を果たしております。応急復旧活動など、地域防災の要として御活躍を頂いているところでございます。

今回の大雪におきましても、道路の管理作業あるいは除雪の作業といったことで大きな役割を果たしたと認識をいたしております。地域に貢献する地元建設企業さんを確保、育成ということで、これまでも入札制度におきましては災害時に緊急に出動要請をした場合の活動、従業員さんの消防団への加入といったことについて評価をしてきたところでございます。例えば、現行の制度で……（「できておらんから人がおらんかったんや。次、もっとちゃんとせえと言うねん」と言う者あり）そして、今委員さんから御指摘を頂きましたけれども、これまでの評価の制度では風水害、土砂災害といったことで、この度の豪雪

災害といった視点というのは、余り考慮はされていないというのが現実でございます。このため、ただいま御指摘を頂きましたけれども、豪雪災害といった地元企業の貢献度、これにつきましてどう評価をしていくのか、その拡充をどうするのかということについて十分検討してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

来代委員

もう終わりますけど、今のようにやっぱり情愛を持って地域を育ててほしいんですよ。それで、同時に減りつつある公共工事も少々増やしてあげてほしいんですよ。そういうことをやって、建設管理課長、あなたも一回雪の中を歩いてみなさい。こんな所で座っておって違う。現場へ行ってないだろう。現場へも行かないのが、できたと言う。できてないから、一週間困っておるんだ。それをよく認識して、上から目線をやめて、もっと地域で働いておる人の身になって頑張してほしいということを要望して終わります。

寺井委員長

まだ、質問者がありますので、午餐のため委員会を休憩いたします。(11時48分)

寺井委員長

それでは、再開をいたします。(13時03分)

質疑をどうぞ。

岡田委員

午前に配られました幼児教育振興アクションプランの中にもあるんですけども、2ページ目の、本県における幼児教育の現状と課題の中で、幼児を取り巻く環境と幼児の育ちという所で、何点かの課題を書かれているんですけども、子育てしている方に子育て支援を、何をしてほしいですかという問掛けをしたところ、返答がきたのは反抗期と思春期の子供の対応の仕方を相談する場所がありますかということと、もう一つは乳幼児のときの、特に第一子の新生児の健診を各市町村さんでやられているんですけども、特に鳴門の場合の4か月健診ということで子供たちのお母さんとか、お父さんとかを集めて健診させてもらっているようなんですけども、そうじゃなくて、初めての乳幼児をどう育てたらいいのかが分からないところを相談する所が欲しいというのと、きなさいと言うんじゃなくて、きてくれる制度をもっと充実させてほしいという御要望がありました。

それで、2ページの所に「子育ての孤立化による保護者の育児の不安や情緒の不安定も見られます」とはっきり書かれているんですけども、これに対応する窓口として、思春期になったら教育委員会と違うのという話とか、乳幼児に関して各市町村さんと違いますのというような。そしたら、県は何する所ですかというのが質問の一つなんですけども、具体的に問題として皆さんが思われていて共有されているんならば、解決する糸口というか、相談する窓口であったり、支援する方法であったりというのを具体的にどのように展開されていく予定ですか。それぞれ多分部署が変わってくるのかなということで質問させていただきます。

草野学校政策課長

岡田委員より、子育てを含めた相談の窓口というお尋ねでございます。児童相談所がございましたけれども、そちらはまた担当部署からお答えさせていただくとして、教育委員会としてどのようなことをやっているかについてお答え申し上げます。

教育相談だけではございませんで、具体的には例えば発達障害ですとか、不登校ですとか、そのような形の保護者からの相談を受ける形としては、総合教育センターで電話の相談窓口を設けておるところでございます。御参考で追加で御説明申し上げますと、相談内容として過去5年で一番多かった案件としては、不登校でございます。その次が発達障害ということでございます。

今、委員御指摘のように、学校での不登校ですとか、発達障害といったところが中心になってまいります。それ以外のことについても、子育てについても一応受け付けているところでございます。

竹岡こども未来・青少年課長

ただいま岡田委員から、子供の健康や子育てに関して相談窓口等の内容についての御質問でございます。先ほど委員からもお話がありましたように、県におきましては、今年度から産後すぐのお母さん方、また妊娠期からの母親の育児不安やストレスの状況から救うためということで、妊娠、出産、育児のエキスパートでございます助産師さんを活用いたしまして、ママと赤ちゃんの心と健康の相談事業というのを実施しておるところでございます。先ほど、委員からもお話ありましたように、母子保健の分野につきましては基本的には市町村の事業でございますが、市町村でカバーしきれないような専門的な部分、また児童虐待の予防というような観点から県が事業を実施しているところがございます。相談事業の中におきましても、お母さん方の不安や状況に応じて、必要に応じて子育て支援の拠点等の情報提供をいたしましたり、また産科医や小児科医、また市町村の母子保健担当課につなげるようなこともいたしております。

また、子育てに関する相談機関の情報提供といたしましては、これまでも県庁のホームページにおきまして県庁コールセンター等で、各市町村役場の母子保健担当課でありますとか、県の保健所の相談窓口を掲載いたしております。さらに今回公開する予定になっております子育て情報をインターネットで一元的に情報発信するポータルサイトを予定しております。とくしまはぐくみネットというのを立ち上げることにしておりますけれども、そちらのほうでも総合的な相談窓口を掲載いたしまして、子育て中のお母さん方の不安や悩みについて相談しやすい環境整備を進めたいと考えているところがございます。

さらに、先ほど教育委員会のほうからのお話もございましたけれども、中学生や高校生など、思春期の頃の子供さんを持つ親の相談機関は様々な機関がございます。知事部局のほうでございまして、青少年に関する相談機関がそれぞれございますので、相談機関が互いに連携をいたしまして、青少年の健全育成に資するというところで、青少年相談機関連絡会議というのを設置いたしております。この連絡会議におきましては、国の機関、法務局等の国の専門機関でありますとか、県で申しますとこども女性相談センターや各福祉事務所の家庭児童相談室、また教育委員会や警察等の県の機関と併せて、市町村におきましては青少年育成センター等の相談機関がございます。これらの機関で構成しております。

相互の情報交換や事例研究を行っているという状況がございます。青少年や保護者からの相談に対して、それぞれの機関で対応しておるところでございますけれども、それぞれの機関では対応が難しい部分につきましては、より専門性の高い機関を紹介するという形での連携も図ってございます。

さらに、先ほど申しました情報提供の部分に関しましては、とくしま子ども・若者支援機関マップというのを作成しておりますして、支援を必要とする青少年やその保護者に対して、効果的に周知されるようにということで、こちらもホームページに掲載いたしておりますし、また各相談機関にも配布しておるといような状況でございます。

岡田委員

いつもそうなんですけど、県がされている取組というのが、情報を欲しい方に届いていないのが現実であって、いつも言っているんですけど、一方通行の情報発信ならば、ただ県庁の方がやっているという羅列にしかすぎなくて、今課長が言ったように、それぞれ相談機関がある、それぞれの悩みの方はそれぞれの悩みの所に相談したらいいですよという答えなんですけど、実際は、たわいない相談をしたいんですよというのが本当のところなんです。私が子育て支援はどんなものが必要ですかと投げ掛けたら、子育て中のお母さん方は、まずは反抗期のときに、自分の子供に何かすごく怒りたくなるのを、怒ってしまって、そんなに怒ったらいけないと思っても、また怒ってしまうんです。それで、児童虐待じゃないけど、あんまりエスカレートしていたら、これは虐待だろうかというふうにつながっていくのが傾向ですかというような質問であったり、だから普通に聞いていたら、お母さんとして一生懸命やっているというか、普通に見える家庭の中でも、お母さんは不安を抱えながらやっているところの相談窓口がないというのが今回の質問の意図です。結局今までだったら核家族じゃなかったの、じいちゃん、ばあちゃん、近所の人、親戚の人なり、子育てしている方がいて、それぞれの経験を、自分も見てきたし、周りの人も支えてくれていた環境があったようなんですが、今実際に徳島が田舎だといっても、結局核家族化は進んでいて、鳴門にしてもおじいちゃん、おばあちゃんと庭は一緒だけど家は別とか、また近隣に住んでいて、5分ぐらいの距離であったりというのが、それぞれの地域性というのもあるかもしれませんが、そういうのが現実になってきています。

それで、もう一つ、おじいちゃん、おばあちゃんの世代の人たちに、お孫さんたちの話をすると、最終的にはもう若い人に任せてあるからねと言って、結局子育てしているお母さんの不安というのは、ようやっているねとかと褒めてもらうこともなければ、怒られることもなくて、じゃあ自分がやっているのは正しいのかどうかというのは、それこそインターネットなり、雑誌なり、ものすごく逆に言うテレビの番組であったりと、情報を得ることが多過ぎて、どれが正しくて、どれが悪いのかという、自分のやっていることに対して誰かに賛同してもらいたいというのが不安の原因のようなんです。

それ、ここにも書いてもらっていますが、基本的に生活の習慣の欠如とか、コミュニケーション不足というのは結局お母さんたちが子供に対して話し掛けない。お母さんと子供の二人だけであって、乳児の子供に対して、お母さんはどう話しなさいというのかという話があって、実際家でお母さんだけが子育てしている人に聞いたら、1日のうち、旦那さんが帰ってきて何時間か話すだけで、後はずっと子供に話し掛けて、もう子供がまだあ

ただいま県で現在構築しておりますとくしまはぐくみネットの運用について御質問頂きました。このはぐくみネットでは、先ほど委員からもありましたように、子育てに関してよくある悩みに対する相談というのを、どういう形で受けていくかということを考えておりまして、その中の一つといたしましては、よくある質問ということでFAQの形で情報を提供させていただこうと考えております。

例えば妊娠についての質問では、母乳で赤ちゃんを育てたいのですがどうしたらいいんですかとか、初めての妊娠の妊娠初期のときに気を付けなければいけないことはどんなことですかとか、そのときの服装はどういう注意したらいいんですかとか、そういう本当によくある御質問に対しても、専門家の御意見も踏まえてQ&Aでお答えするような形で考えております。

青少年の思春期の頃のお母さん方の悩みというのも、今いろいろ御不安な部分もあるとお聞きしましたので、ここのQ&Aの部分につきましては、利用者の声を聞きながら順次内容については充実させていきたいと考えているところです。はぐくみネットのほうで、その辺のところも対応してまいりたいということと、もう一つ、一括した相談窓口というところがございますけれども、このホームページでも相談窓口を簡単に検索できるような形で、先ほど申しました様々な相談窓口を一括で検索できるようなシステムを考えてございますので、そちらのほうからそれぞれ、例えばこういう相談だったらどこというようなことで、分かりやすく解説したようなホームページにしてまいりたいと考えております。

岡田委員

是非大至急、12月中に作ってくださいね。というのも、結局子育て支援、少子化対策とずっと言っていますけど、少子化対策というのは今日生まれた子でも、20年たたないと二十歳にならないんですね。ということは、結局それは2034年になる話なので、2025年がピークを迎えるという、退職者の話から限界になっていくと言われている2040年ですけれども、いずれにしてもカウントされている年からさかのぼったって、今生まれた子供が20年たたないと成人にならないということを考えると、少しでも早く対策をとるということで、今進められているんですけども、なかなか皆さん、実際の動きの中で動いていくのが非常に遅いというのが印象なので、本当に危機的なというか、子供の数が減ってきているし、高齢化しているという中であって、新しい命を健やかに育てていくというのが私たちの時代の使命であるならば、それをするために全員が知恵を出して、少しでも育ててもらえる環境にある人たちに対しての支援であったり、それぞれの悩みの解消の窓口というのは、早急に設けていただく必要があるのが、また今の取組に最優先されるものと思うので、是非大至急お願いしたいと思います。

それで、先ほど相談窓口をケースによって分けるというようなお話だったんですけど、子育ての話じゃなく自分が調べたいことの話ですけど、Q&Aで書かれているのは、聞きたい内容の見出しはクリアできるんですけど、個々の内容にはなかなか到達しないので、やはりQ&Aを付けてくれる部分ともう一つ、詳しいことは御覧のほうに御相談くださいというのを必ず付けてください。結局、お母さんお父さんたちは自分たちがしゃべりたいから、誰かに知ってほしいからこそホームページを開いて相談しようとするのであって、行為を受け取る側のほうが、機械的に処理するのではなくて、アクションを起こしてくれ

たことを、ものすごく大事なポイントとして受け取りますよというような構えがあるようなホームページを作ってもらわないと、ここだけで解決できる部分と、そうだけどうちの子こうなんよねとって、ものすごく不安に思っている奥の深い話を解決できる部分も付けてほしいので、課長が今おっしゃった一般的な事例のプラスアルファで、もう少し具体的なお悩みがあったら、こちらのほうが担当部署になるので、こちらのほうに問い合わせしてくれというのも、サイトの中に入れてほしいとお願いしたいなと思います。

なので、きめ細やかな対応で、それで私が子供の支援はどんなんがいいですかと書いたときにお母さんたちが、昔の人たちは絶対そんな悩み事とっていないようなことが、私たちは悩んでいますというのをはっきり書かれていましたので、それでかつての社会のコミュニティーと違って、今の現実の社会のコミュニティーの中で子育てを頑張っておられる方たちを応援できるような体制づくりを、確信を持って改革できるような、対応できるような取組にしてほしいので、是非早急をお願いしたいです。部長、今年中にできるんですか。

福井県民環境部長

今、岡田委員さんから子育てに関する悩み、今情報過多の社会ということで相談相手がない、それから核家族化によってそういう情報を基にマニュアル的に子育てをしていこうという傾向があります。今おっしゃったように、昔であれば、こんなことは何ともなかったのにと趣旨的な内容についても非常に悩まれて、また不安に思われて虐待につながって、最悪の場合は自殺につながる、こういう悪循環を断ち切りたいということで、先ほど課長が御答弁申し上げましたように、12月19日にとくしまはぐくみネットというのを立ち上げてまいりたいと。いろんなニーズを伺いながら更新もしていきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

岡田委員

12月19日に、私もいろいろSNSを使って発信したいと思いますが、是非それをいろんな所で分かるように、窓口相談できましたよということで、まずはPRをしてもらって、子育てを楽しんでもらえるような環境づくりというのを応援してもらいたいなとお願いしたいと思います。

それともう一つ、教育委員会さんの先ほどの16ページに、サポートブック等の活用による幼児理解と相談支援体制の整備なんですけど、サポートブックというのの下に携帯できるブック形式でと書いてあるんですけど、これはデジタル化はしないんですか。

草野学校政策課長

岡田委員お尋ねのサポートブック等の活用という観点でございます。今のところは、ブック形式は物としておりますけれども、内容についての周知又は活用の方法のどういう形がよりよいかというところについては、引き続き検討してまいりたいと思っております。

岡田委員

この間はアナログが絶対必要と言いましたが、アナログの部分でサポートできるところ

と、やっぱりデジタル化してもらったら、ちょっとセキュリティー等々という部分もあるのかなと思うんですが、この場合には、いつでもどこでも見えるという環境にあるので、気が付くときに見えるというのであれば、特別支援の教育の充実という中であって、これ、ここもやっぱりお母様方、保護者の人の不安というのは本当に重たいんですね。重たいという表現が正確かどうか分かりませんが、思い悩んでしまって、全部自分のせいにされてしまうお母さんが結構いらっしゃるの、乳幼児期の私の対応がまずかったのかなとかという所までさかのぼって、悩まれていたりする場合もあるので、だからその中であって、支援教育の在り方というのは非常に多岐にわたる部分であるし、繊細な部分でもあるし、本当に個人個人によって、子供の能力によっても違ってくるとい部分があるので、一概にサポートブックという内容がこれではよく分かりませんが、それだけで済むのか、まずバージョンアップなりという部分を、それをまた冊子でしようとするならば、送れるのであれば、そこはデジタルコンテンツを使ってのバージョンアップであったり、最新情報であったり、新しい取組であったりというのをに入れていけるような、もう一つのアナログの部分とデジタルの部分とのかみ合いをしながら、より一層支援を求めている、知りたい方の要求に応えられるような情報発信の仕方を考えていただきたいと思うんですけども、それも様子を見ながらということなんでしょか。是非、そちらのほうも。

草野学校政策課長

岡田委員から御指摘、また御提言頂いておりますところで、より多く使われてこそだと思っておりますので、よりよい形について引き続きこれを進める上でも検討してまいりたいと思っております。

喜多委員

それぞれ関連がありますけれども、幼稚園と保育所と認定こども園ということで、来年度から新しい制度を利用するに当たっては、保育認定という中で、1、2、3号認定を受ける必要があるということになっておるようでございます。それぞれ年齢が、保育所は今までどおり0歳から5歳、幼稚園は3歳から5歳、認定こども園は0歳から5歳、地域型保育0歳から2歳ということになっておりますけれども、年齢については書いてあるとおりでよろしいのでしょうか。

竹岡こども未来・青少年課長

新制度におけます子供の認定区分の御質問でございます。今、委員が手元にお持ちの資料は多分徳島市の説明資料かと思いますが、基本的には今委員がおっしゃったとおり、まず1号認定と申しますのが3歳以上の小学校就学前の子供であって、2号認定が保育所の認定を受ける以外の子供という形で、現在幼稚園を利用されているような子供さんが1号認定という形になってございます。2号認定におきましては、満3歳以上の小学校就学前の子供でございます。保護者の労働又は疾病その他の事由によりまして、家庭において必要な保育を受けることが困難な家庭の子供さんということ。3号認定と申しますのは、満3歳未満の小学校就学前の子供でございます。保護者の労働又は疾病その他の事由によりまして、家庭において必要な保育を受けることが困難であるということ。こ

れら2号, 3号につきましては, これまで保育所でお預かりしている子供さんという形になります。

喜多委員

認定こども園というのは, 2号, 3号, どれにも該当していくんですか。

竹岡こども未来・青少年課長

認定こども園につきましては, 1号認定, 2号認定, 3号認定いずれの子供さんも利用できるんですけども, 認定こども園自体で, 例えば保育所型の認定こども園でありますとか, 幼稚園型の認定こども園とかございまして, 同じ認定こども園でも, 3歳以上の子供さんを預かるような施設もございまして, 施設によって若干違いがございまして, 基本的には全ての機能を持っておられる認定こども園においては, 0歳から5歳までの子供さんを預かることができると考えております。

喜多委員

これは, 改めてなんですけど, 平成24年8月に子ども・子育て支援法という法律ができて, 全国的に来年度の4月から子ども・子育て支援新制度による運用が図られるということでもありますけれども, とりあえずは認定を受けないと, 就学前はだめだということでもありますけれども, 先ほど教育委員会から説明がありました幼児教育振興アクションプランⅡ素案によりますと, これは幼稚園と保育所と認定こども園も含まれたということを書いてありますけれども, 今の説明では0歳から就学前ということになっておりますけれども, 今後5年間にわたって満3歳から5歳までの幼児に関する幼児教育の充実を図るためにといいことで, 3歳未満の子供を含まないプランということになっているんですけど, これでいいんですか。

草野学校政策課長

御質問でございます幼児教育アクションプランの対象の範囲でございます。幼児教育, 幼稚園の入学年度もそうでございますが, 3歳から5歳, 小学校入学前を対象としております。幼稚園につきましても, 法律で3歳の次の春という形になってございまして, 0歳, 1歳, 2歳という乳児期につきましては, 幼児教育そもそもが念頭として置いていないということがございますので, このプランにつきましては3歳以降の共通した子供の幼児教育というものをしっかり充実させていこうという観点で作っているものでございます。

喜多委員

内容を見ると, 認定こども園の教育も含まれておることになっておるんですけども, 何かややこしいですね。0歳から2歳までを除くプランというより, 実際はもう0歳含めて就学前の子供さんを全て対象にする, その前後の話として, これは教育委員会, 保育所は厚生労働省という大きな枠組みがある中で, こういような年齢の範囲を3歳以上にしとるんかなと思うんですけども, これからも保育所は続いてあるし, 幼稚園もあるんですけども, 認定こども園の国のほうの所管はどこになるんですか。

竹岡こども未来・青少年課長

認定こども園の国の所管でございますが、新制度に関しましては今回内閣府のほうが所管しております。ただ、認定こども園の中の保育の部分、幼児教育の部分というのがございますので、それぞれ内容につきましては厚生労働省でありましたり、文部科学省であったりという形で、それぞれで所管しているというような状況でございます。

喜多委員

そしたら、これ認定して、来年の4月から運用が始まるわね。そしたら、そこは内閣府が国の所管ということになるんですか。

竹岡こども未来・青少年課長

来年度4月からの認定の仕組みでございますが、新たに制度ができます幼保連携型認定こども園の認可につきましては、県で認可を行うことになっておりまして、県のこども未来・青少年課で認可の手続を行う予定でございます。認可以外に認定こども園、認定というようなところもございますが、その部分につきましても県の知事部局、私どものほうで対応するようになるものでございます。

喜多委員

そしたら、認定こども園というんがこれからのメーンの一つになっていく中で、乳児教育、幼児教育振興アクションプランも0歳から2歳までをのけた振興プランでなしに、実際は総括した就学前の子供さんのためのプランでなかったらいかんと思うんですけども、どうでしょうか。

草野学校政策課長

喜多委員から御指摘の幼児教育振興アクションプランの対象年齢についてのお答えでございます。このアクションプラン自体は、先ほど喜多委員御指摘の認定こども園につきましても対象に含んでいるものでございます。また、0歳からという御指摘でございますが、発達年齢を考慮いたしまして、幼稚園の教育というのも3歳以降という形になっているところでございます。したがって、教育といったものが子育てという形で保育所も幼稚園もございまして、その中で0歳から2歳というところについて教育といった観点でどのようなところができるのかといったところは、なかなか申し上げづらいところもございませぬけれども、一方、幼児教育といった観点でやはり一定程度、年齢を少し重ねる必要があろうかと思っております。そのような観点で、現在の制度も立てられております。0歳から2歳について無視をしているわけでもございませぬ。また、今回の幼児教育振興アクションプランⅡにつきましては、保育所を含めて対象にしているところでございますので、そこは我々といたしましても、就学前の教育について充実させていきたいという決意で作っているものでございます。

喜多委員

3歳未満は教育じゃないという意味もよう分かりますけれども、3歳からもう教育せな
いかんことはないと思うし、やはり子供は子供らしく遊ばすというんが一番の目的であっ
てほしいなど。3歳から教育するという意味は、私はいかがなもんかという気がしますけ
れども、それは置いておいて、私見ですから。

なので、認定こども園がこれから新たにスタートする中で、幼児教育振興アクション
プラン、5年間のプランが今度Ⅱということになりましたけれども、0歳から2歳はもちろ
ん教育とは私は思いたくないし、教育であるべきでないと思うんですけれども、徳島県幼
児振興アクションプランであるべきだなということを思いますけれども、これは国の指導
とかがあって、こういう名前になっておるんですか。

草野学校政策課長

このアクションプランにつきまして、国が例えば元々のものを作っていて、各県が作っ
ているという形ではございません。当県がこれを策定したいという形でするものでござい
ます。

喜多委員

そしたらやっぱり、認定こども園がこの中に入って、0歳から5歳までとなっておるの
に、これをのけるということ自体が何か矛盾していませんか。

草野学校政策課長

喜多委員御指摘の抜けている0歳から2歳が抜けているというところの御指摘でござい
ます。今回の新制度につきましても、教育といった部分につきましては3歳以降という形
で、0歳から2歳については保育というくくりになっていると承知しております。したが
いまして、作り方自体、今回のプランⅡの作り方自体が整合性がとれていないものとい
うことではないかと認識しております。

喜多委員

よう分からんけど、それはそう明な課長さんなので間違いはないと思うんですけれど、
何かやっぱり矛盾しておるな。認定こども園が0歳から入っておるのに、わざわざそれを
3歳から5歳ということを明記するという、しかも太書きで一番上で、5年間はいい
んですけれども、満3歳から5歳までの幼児に対する幼児教育ということでは、これでえ
えと思うんですけれども、教育に限定せんでも、子供をいかに立派な子供に育てていく
という大きな目的の下では、今までの言葉にとらわれなくてもいいんでないんかいなとい
う気があるんですけど、やはり3歳から5歳に限定しておるということは、教育という目的
で2歳までは教育じゃないという意味では分かりますけれども、認定こども園がこのプラ
ンの中に入っておる以上は、私は矛盾しておると思うんですけれど、間違うとるんかいな。
どうでしょうか。

寺井委員長

喜多委員、もう初期の目的が達成したらええということで御理解いただければ、話は早

く進みますけど。同じ問答をしていますので。

喜多委員

しかしやっぱり、もうちょっと考え方を軟らかくして、教育委員会としたらこれで100点ですけれども、竹岡課長さんの話も含めてですけれども、せっかく認定こども園がこれから就学前の保護者がより勤めやすいようにということで、これから進めていかないかんという中では、教育にこだわる必要はないと思うんですけれども、何かこう思いの違いで。「そやけど、教育は遊びも教育やからね」と言う者あり) そしたらよけいに0歳からでいい、そういう意味では。そういうことで、何かすごく矛盾するなということをお願いしたいと思います。

それと、事前委員会の話の続きになるんですけれども、これの中でも出ておりますように、11ページに教育・保育環境の整備、幼稚園・保育所・認定こども園等の取組ということで、豊かな環境づくりということで、幼児にとって適当な環境の構成、そして地域や園の特色を生かした計画的で豊かな環境の構成ということが明示されております。これ、認定こども園についても、もちろん保育所も幼稚園もですけれども、徳島市は市内中心部を含めて多分豊かな環境に恵まれた中で作られておりますけれども、いわゆるこの間言った新たにできる認定こども園については、昔の55号線ですけれども、交通量はすごく多い、そしてできる場所の横にはガソリンスタンドがある、そしてその横は崖なので、これは安全性が保たれると思いますけれども、決してこれに書いてありますような豊かな環境に恵まれた場所ではないというのが一点と、もう一つは地域性を見越して、将来の認定こども園が場所的にどう占めていくかということも含めて、地元の話で分かりにくいかもしれませんが、今までの新浜西保育所は新浜町の人口が多い中で、横に公園があって、恵まれた環境の一つではなかろうかと思っておりますけれども、今度できる所は論田のほうに近いし、論田も認定こども園ができるということで、近いほうへ寄ってくるということで、地域性ができるだけ分散されて、送り迎えがしやすいような場所にするのも一つかなと思いますけれども、これは県のほうは直接関係ございませんけれども、市の出てきた分を認めるということになりますけれども、その点について市のほうへ聞いてみるというか、言うてみるという話がこの前の事前委員会の時にあったんですけれども、それはどうですか。

竹岡こども未来・青少年課長

ただいま事前委員会でも御質問のありました徳島市立の新浜西保育所のその後の対応について、徳島市とのやりとりについて御質問がございました。現在、徳島市の市立保育所の再編計画に基づきまして、新浜西保育所の廃園ということで徳島市のほうの対応について、前回の事前委員会のほうでも御質問を頂いたところでございます。

来年4月から予定されております子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けまして、新たに社会福祉法人が創設いたします幼保連携型の認定こども園、こちらのほうに定員を移管いたしまして、市立保育所については将来平成28年度を目標として廃園するというようなものとお聞きしておりますが、去る11月26日に第1回の地元説明会を受けた後のいろいろな御意見ということで、県議会のほうでも市立保育所の廃園に対する不安であるとか

反対というような声が届いているということを徳島市の担当課のほうにもお伝えしたところでございます。

その後、徳島市におきまして対応をお聞きしましたところ、第1回目の地元説明会での住民の皆様方からの様々な御意見というのを踏まえまして、来週12月24日の午後にも再度地元説明会を予定しているとお伺いいたしました。

その際には、新たに創設されます幼保連携型認定こども園、こちらのほうで先ほど委員からもお話ございましたが、交通量の多い所で御不安になっているというような声もあるというようなことも、徳島市さんも十分お聞きしているようでございまして、その辺のところを含めて地元住民の皆様方の御理解を得た上でということで、丁寧な説明に努めるとともに、地元の皆様方からの要望も踏まえて、しっかりと対応していくとお聞きしております。

県といたしましても、今後施設整備に関しましては、例えば幼稚園、保育所、認定こども園につきましても同じでございますが、子供さんの教育上、適切で通園の際の安全の確保された環境でありますとか、保健衛生上、安全上、管理上、適切なものというような形での運営がされるように、しっかりと市のほうにも、施設のほうにも考えていただけるように、支援に努めてまいりたいと考えております。

喜多委員

よろしく御指導いただきたいと思えます。

それと、いわゆる2040年に2010年に比較して約三割の人口減で57万人になると。しかも、これは民間の発表でございますけれども、896の消滅可能性都市が将来できるという中で、徳島県においても24市町村の中で17市町村が消滅可能性都市になる可能性があるということで、しかも子供さんも、もちろん乳児も就学前も含めて、人口の構成ががらっと変わってくるという中で、新たにこれから認定こども園として建てる状況の中で、徳島県下の認定こども園の動き、徳島市だけはこういうことで何園か開園をする予定ということでございますけれども、県下の状況はどうでしょうか、分かる範囲で結構でございます。

竹岡こども未来・青少年課長

ただいま県内の認定こども園の状況についての御質問でございます。現在、県内におきましては認定こども園9施設ございますが、平成27年度には市町村の計画の積み上げた数といたしましては30施設に増加するというような予定でございます。このうち、幼保連携型認定こども園が現在4施設ございますが、それが13施設に、また保育所型の認定こども園というのが5施設ありますけれども、それが17施設に増加する予定でございます。

なお今回、徳島市さんが施設整備を予定されております四つの施設につきましましては、今後施設整備を進めた後、平成28年度からの設置を計画しているということでございまして、それらを含めまして平成28年度でございますが、県全体では36施設に増加するという見込みでございます。

喜多委員

保護者が働きながら子育てができるという環境の下では、当分の間、すごい大事なこと

と思いますし、せっせと設置に向かって進んでいってほしいなということを私もこれも要望をしておきたいと思います。

市内だけで恐縮ですけども、今徳島市立が30施設、そして私立が35施設で全部合わせて五千人ぐらいの定員があるということで、できたら定員がまた増えてくるんですかね。これ、あと何年かしたら。

竹岡こども未来・青少年課長

徳島市の保育の見込みということでの御質問かと思います。今、市町村別の数値というのが手元にございませませんが、今後平成29年度まで、待機児童というのがまだまだございませぬので、平成29年度に待機児童解消に向けた施設整備も進めていただく中で、定員は増加する傾向にございます。ただその後、今後5年間の計画を立てているところでございませぬが、その中では保育の必要量としては若干減ってくるというような傾向もあるというところでございませぬ。

喜多委員

徳島市は全国一の老健施設というか、年寄りにとってはすごい恵まれた環境の中で、全国一、二を誇る施設がありますけれども、保育所、いわゆるこれからの就学前の保育につきましては、やはり更に充実して、今も働いていないんですけども、預ける所がないので働きに行けないという中で、大きい施設を作ることによって、定員を増やすことによって、ほな働くかということになるろうと思いますので、是非とも今後、しっかり頑張っていたきたいなと思いますけれども、今、ちょっと減る可能性もあるということで、徳島県の小中学校で休校の数は全国一、飛び抜けて多いという中で、いわゆる保育の施設についても、10年先、20年先だけでなしに、是非とも50年先、もうちょっと言うたらオーバーになるかも分かりませぬけれども、100年先を見越した施設づくりというのが大切でなかろうかと思います。そのときは要っても、何十年先にはもう廃園になって、休園にならざるを得ないということになってきたら徳島県にとっても、日本にとっても大きな損失でありますけれども、これは全ての施設整備について言えることでありますけれども、長期な計画の下に進めてほしいなということをお願いしておきたいと思います。

藤田副委員長

先般の県西部を襲いました豪雪について少しお尋ねしたいんですけど、被害状況というのはもう全国版のトップニュースで報道されるなど、皆さん方、多くの孤立集落が発生したことなど御承知のとおりであります。地元の皆様方、また被害状況を見ても、よく言われるのが、今回は積雪も多かったけど、それに伴って倒木というか、その重さによって木が倒れて、そこの幹線道路を遮断したとか、電線とか光ファイバーのケーブルとかを切って孤立集落が発生したという報告がされておりますが、倒木によって県道、主要県道を遮断したことについて道路管理者としてどのような見解をお持ちでしょうか。

久保道路整備課長

今回、大雪での倒木についての道路管理者としての対応と今後の取組についてのことでご

ざいます。

まず、今回の大雪につきましては、委員お話のように、降雪が多い上に雪質が重かったということで、広範囲で倒木が発生しまして、道路が通行止めになってしまいました。道路管理者といたしまして、まず道路の通行の確保ということで、支障となっている倒木を伐採して、路肩に仮置きして、まずは集落までの緊急車両の通行を確保しております。その後、仮置きした倒木を運搬、仮置きいたしまして、一般車両の安全性が確保できた所から、順次段階的に通行止めを解除したということでございます。

ただ、今回被災を受けました道路ののり面につきましては、まだたくさん倒れるおそれのある木がございますので、同様の雪によってまた倒木の被害が発生するおそれがございます。ということで、まずは農林部局とも連携いたしながら、のり面の点検を既に実施して、緊急に伐採する箇所を特定しまして、地元市町や森林組合の御協力も得ながら、所有者の同意を得た上で、倒木のおそれのある樹木の除去に取り組みたいと考えております。

藤田副委員長

それは、予算を組んで県がやっていくということなんですかね。倒木の可能性がある所の木を切るのを県がやっていくというふうになるんですか。

久保道路整備課長

緊急の所については県のほうでということですが、今後、例えば緊急輸送道路であるとか、孤立化につながるような行き止まり道路、いわゆる生命線道路には、また今回と同様の被害が生じないためにも、予防保全的に木を切るような形で進めることと考えておりますけど、枠組みとか仕組みについては、現在検討中でございます。

藤田副委員長

県が木を切っているということなんですけど、県西部地域の主要幹線、それをずっとやっていくと、本当に可能なんかな。それは絶対不可能だという感覚がある。なぜならば、今美馬市でも天井谷川がありますよね。美馬市で、高瀬谷から始まって、中野谷、鍋倉、新町、こうあるわけですよね。そこにも木がどんどん生えていって、その流水断面も確保できない状況でおかれているんですよ。そこで、8月の11号、12号台風みたいな豪雨があれば、完全に堤が破損するという状況で放つとる中で、道は今度は木を切っていきますよと、そういうことは可能なんですか。

久保道路整備課長

一度に、ちょっと難しいとは思いますが、点検した上で優先順位を付けながらということになると思います。

藤田副委員長

それで、美馬市の例なんですけれども、まほろば伐採隊を御存じですか。

久保道路整備課長

すみません。ちょっと存じ上げません。

藤田副委員長

まほろば伐採隊，穴吹町から木屋平までの国道，主要幹線ですね。これを，年に一，二度，地元の消防団の方と建設業者の方，これ地元有志の方々がボランティアですと国道に掛かっている木を伐採していつているんです。今回美馬市で非常に被害が少なかったのも，まほろば伐採隊が除伐して，倒木になるような危険性のある木を伐採していたから非常に少なかったんでないのかなということなのですが，年に一度か二度，大々的にやっている，それをやっぱり道路管理者が全く知らないような状況，これは今回の孤立集落を発生させたのは，県の道路管理の在り方というのは，責任というのは非常に大きいんじゃないんですか。

久保道路整備課長

委員おっしゃるとおり，そういうボランティアで行っているような組織の方を知らなかったというのは申し訳ございません。やっぱり健全な道路管理ということで，地域のボランティアの方々の御協力も得ながらやっていくことは，もちろん重要なことですので，今後はそれらの方々の御協力も得ながら，健全な道路管理に努めたいと考えております。

藤田副委員長

そういう活動をしている方に，県の道路管理者としても，できるだけの支援，先ほど来代委員のほうからも話がありましたが，建設業者の方には，やはりインセンティブというか，特に災害が起こってから行く，私も元建設業者だったので，これは当たり前のように思うんですけど，それを事前に防ぐという部分に対しての活動というのは非常に重要な部分ですから，それに対しては経営事項審査の部分で，そこら辺のウエートというものをこれからもっと高めていくのと同時に，先ほどの木を切っていくということもありましたが，河川の中で，天上谷川の中で，そこに何の用地も関係ない，ただ単に木がどんどん切れるような状態の中でも予算がないからできないという状況がある中で，そういう民の力というんですかね，そこには用地も木の補償も今のところ何も要らんですよね。これ，田舎というか，過疎の持つ力の一つだと思うんですけど，消防団の方々が自分たちで木を切る了承を得たり，始末をどうしていくかという了承も得たり，一番いいのは，自分たちで切ったら，そこへもう処理しなくて置いておけるという部分が非常に利点だそうなんですけど，そういう活動に対して，やっぱり道路管理者として，建設業者，また地元の有志の方々，消防団の方々にも精いっぱいというか，できるだけの支援をしていくべきじゃないかと思いますが，いかがですか。

久保道路整備課長

委員御指摘のとおりと私も思います。官でできることというのはやっぱり限りがございますので，民間の皆様方の御協力も得ながら，そういう取組に対して，いろんな制度みたいなものも検討して，民間の方がより活動していただけるようなことを検討したいと考えて

おります。

藤田副委員長

できるだけ支援というか、後押しをお願いしたいと思いますし、災害が発生すると完全に予想される天井谷川の立木等につきましても、災害が起こってからそれを切りますというんじゃないくて、やはり災害が起こる前に、しっかりと河川の管理もお願いをしたいと思います。

それともう一点、教育委員会なんですけど、今回の条例改正で総合寄宿舍の料金が上がるということなんですけど、これは今までよく聞く話の中で、徳島市内であれば総合寄宿舍の中に入寮している生徒の方、夏は40度近い室温の中で勉強される、冬はもう西のほうであればマイナスに近い温度の中で勉強されるということなんですけど、今回のあれによって、幾らかはそういう状況というのは改善できるんでしょうか。

酒巻教育戦略課長

今、藤田副委員長のほうから総合寄宿舍の今回の条例改正に伴いまして、総合寄宿舍の舎生の部屋の設備等々に関する御質問かと思えます。この度、条例改正で提案させていただいている内容につきまして、若干御説明させていただきますと、現在の6寮は全て旧耐震でできた古い建物でございまして、現在の入寮率も勘案しまして、新たに4寮体制に改築及び大規模耐震改修という形で進めていかせていただきたいという条例改正でございまして、この度の大規模耐震改修及び改築に伴いまして、これまで舎生が暮らしていた部屋、1室四人部屋だったんですけれども、それを二人部屋に改正するというような、いわゆる住環境の整備を行うとともに、これまで御指摘のございました舎室にはエアコンがございませんでした。今、県立学校でも民間活力を活用しましてエアコンの整備を行っております。それと同様な手法で、新たな4寮体制になりました総合寄宿舍につきましては、各舎生が住む部屋にエアコンを設置して、暑い夏あるいは寒い冬にも、しっかりと学習環境を整えるような形で整備を進めさせていただきたいと、このような形で考えておるところでございまして。

藤田副委員長

環境改善に、これは図っていただきたいと思うんですけど。もう一点、今度新しく美馬市の穴吹町に新築される総合寄宿舍なんですけど、これは現在どのような進行状況なんでしょうか。

酒巻教育戦略課長

美馬東部寮についての御質問でございます。美馬東部寮につきましては、現在建てている場所から、穴吹の少し町の中のほうに移転改築という形で考えさせていただいております。現在、今後改築工事に向けての受付に入りたいという形で考えておまして、おおむね基本設計のほうが上がってきておまして、ちょうど昨日、地元のほうで建築の説明会を開催させていただきまして、来年度秋口以降に新たに建ち上がるような形で整備を進めてまいり、あと、現在の東部寮のほうを解体という形で進めていきたいというような予

定で考えているところでございます。

藤田副委員長

地元、穴吹町の皆さん方、今度新しく町中のほうに新しい寮ができるということで、周辺の皆さん方も非常に待ち遠しいというか、非常に歓迎をしているという状況。それと、各種のスポーツ団体にしましても、今西部の高校はやっぱ人が少なくて、いろいろスポーツにしても非常にパイが少ないというか、選手層が薄い中でやっているもので、非常に苦労しているんですけど、脇町高校のテニス部なんかは県外の方々がその寮に入っていたいて、非常に全国的にも強くなってということで、そういう面からも非常に期待をして、もちろん勉強のほうもそうなんですけど、非常に美馬市というか、周辺の方々も含めて新しい寮ができるということ、過疎地域にそういう寮ができて、教育の部分における環境改善ができるということで、非常に期待をすると同時に歓迎をしているような状況だと思いますので、一日も早く、そしてまた従来との寮とちょっと違って、地域でいろんな部分にいい環境を与えるような寮にしていきたいなということと、地域の人たちは本当に待っておりますので、早期の完成をお願いしたいと思います。

岡田委員

先ほど、喜多委員からの質問でありましたアクションプランなんですけど、確かに先生がおっしゃるように3歳から5歳までというので、幼児期という特定が、昔、私実は幼稚園の免許を取りに行ったんですけど、そのときには就学前の教育というような表現が幼稚園教育の中ではあったように思うんですけど、委員がおっしゃるように、認定こども園とか保育園とかになると、0歳児からの分なんですけど、教育委員会さんのかもいは多分幼稚園からの年齢対象なので、3歳、5歳というように書かれているんですけど、今この1ページ目とか、ちょっと読み返していたんですけど、就学前という言葉というのは一度も出てきていないんですよ。

それで、アクションプランの中で、9月の議会の時に質問させてもらったのは、逆に認定こども園であろうが、保育園であろうが、幼稚園であろうが、小学校に入る準備ができる教育を幼稚園だけがするんじゃなくて、認定こども園でもできるし、保育園でもできるような教育プランを作ってくださいということで、今回この中にも、保育園と認定こども園という言葉を入れて、一括して就学前の準備ができる教育ということで多分取組として掲げてくださったと思うので、私としては非常に、鳴門の実情からいうと有り難いなと思ったんですけど、ただし、先生が思われていたように、やはり0歳児から、じゃ2歳児の子は子供じゃないのというところがあるので、教育委員会の立ち位置として就学前に子供たちに対する教育をするというのをアクションプランという立ち位置が見える、明確に分かるような言葉をどこかに入れてされたほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

草野学校政策課長

岡田委員から、アクションプランについての改善の御指摘でございます。今回お示ししました素案でございますが、後ほどパブリックコメントという形で、いろんな意見、御意

見を頂く形にいたしまして、このプランを完成に近づけてまいりたいと思っておりますので、その過程の中でも御指摘を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

寺井委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。請願第16号、乳幼児医療費助成の拡充について及び請願第77号、子どもはぐくみ医療費助成制度の拡充については関連がありますので、一括して審査をいたします。以上の2件について、理事者に説明を求めます。

大田保健福祉部長

請願第16号及び第77号について、御説明させていただきます。

両請願①の子どもはぐくみ医療費助成制度、いわゆる乳幼児医療費助成制度の対象年齢でございますけれども、平成24年10月から対象年齢を小学校修了までに拡大しております。

両請願②の自己負担でございますけれども、厳しい財政状況の下、広く支え合い、将来的にも持続可能な制度とする観点から、一定額の負担をお願いしているところでございます。また、所得制限につきましては、基準が緩やかなため、子育て家庭の保護者の多くが範囲内となっておりますところでございます。なお、実施主体の市町村が現物給付を選択する場合は、市町村の判断を尊重し、助成対象としておるところでございます。

両請願③及び第77号④につきましては、これまでも全国知事会や全国衛生部長会を通じまして国に要望してきているところでございます。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。以上の2件は、いかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

(「継続」と言う者あり)

それでは、本件については、継続審査と採択との御意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りをいたします。

以上の2件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者 起立)

起立多数であります。

よって、以上の2件は継続審査とすべきものと決定をいたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第16号①, ②, ③

請願第77号①, ②, ③, ④

これをもって、過疎・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(14時18分)